

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準 **【令和4年10月改定概要】**

下記のとおり令和4年10月報酬改定に伴う単位の見直しを行います。

1 訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）費

【新設】

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×24/1000

2 通所型サービス（緩和した基準によるサービス）費

【新設】

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×11/1000